

# 高等学校等就学支援金

高校の授業料には、国による**返還不要**の支援制度があります。

**沖縄県では約9割の生徒が利用しています。**

## 対象者

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・所得による制限を超過している ※注
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了している
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は別途算定）を超えている

※注：所得制限で対象外となる場合でも、家計急変支援制度の要件を満たす場合には、就学支援金の対象となる可能性があります。

## 所得基準

保護者等の「**市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**」（政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）の**合計額が304,200円（年収目安約910万円）未満**の高校生等は就学支援金を受給することができます。

※ 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

**県立高校では就学支援金を受給すると、  
授業料が実質無料になります。**

**【お問い合わせ先】 教育庁教育支援課（098-866-2711）  
または各県立高校**

# 奨学のための給付金

- 住民税所得割非課税世帯(住民税所得割非課税相当世帯含む)、または生活保護受給世帯が対象です
- 年32,300円~143,700円を支給します
- 毎年7月以降に申請・支給となりますが、新入生の保護者に対しては、希望があれば6月までに給付額の一部を前倒しで支給します
- 申請先は各県立高校です

お問い合わせ先：教育庁教育支援課 (866-2711)  
または各県立高校

# バス・モノレール 通学費支援

- 住民税所得割非課税世帯(住民税所得割非課税相当世帯含む)、または「児童扶養手当」または「母子及び父子家庭等医療費助成」受給世帯が対象です
- 専用OKICA(OKICAが利用できない路線は利用券)により、家から学校までのバス・モノレールを無料で利用できます
- 入学後の申請先は各県立高校です

お問い合わせ先：専用ダイヤル (866-2116)  
または各県立高校

令和5年6月26日

1年生 保護者の皆様へ（支援金認定者）

沖縄県立沖縄工業高等学校  
校長 喜屋武 勝  
(公印省略)

## 令和5年7月～令和6年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

令和5年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行いますので、下記のとおり手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 課税地 令和5年1月1日現在お住まいの市町村
- 所得基準 保護者（親権者）等の  
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

### 2. 必要な手続きについて

個々の状況に応じて手続き方法が変わりますので、別紙フローチャートをご確認下さい。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831

1年生 保護者の皆様へ（支援金の認定を受けていない者）

沖縄県立沖縄工業高等学校長  
（公印省略）

## 令和5年7月～令和6年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、申請する必要がありますので、下記のとおりオンラインにて手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 所得基準 保護者（親権者）等の

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

### 2. 申請する場合

**R5.7.3(月)以降**、オンライン（e-Shien）にログインし、「認定申請」してください。

なお、家計急変（詳細は別紙参照）に該当する場合は、書面申請になりますので、事務室まで様式を取りに来て下さい。

**申請する場合は、認定結果が出るまでR5.7月分以降の授業料が徴収猶予されます。口座振替されている方は、振替停止する必要がありますので、R5.6.27(火)までにご連絡ください。**

### 3. 申請しない場合

特に手続き不要です。R5.7月以降も引き続き授業料を納付お願いします。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831

令和5年6月26日

2年生 保護者の皆様へ（支援金認定者）

沖縄県立沖縄工業高等学校  
校長 喜屋武 勝  
(公印省略)

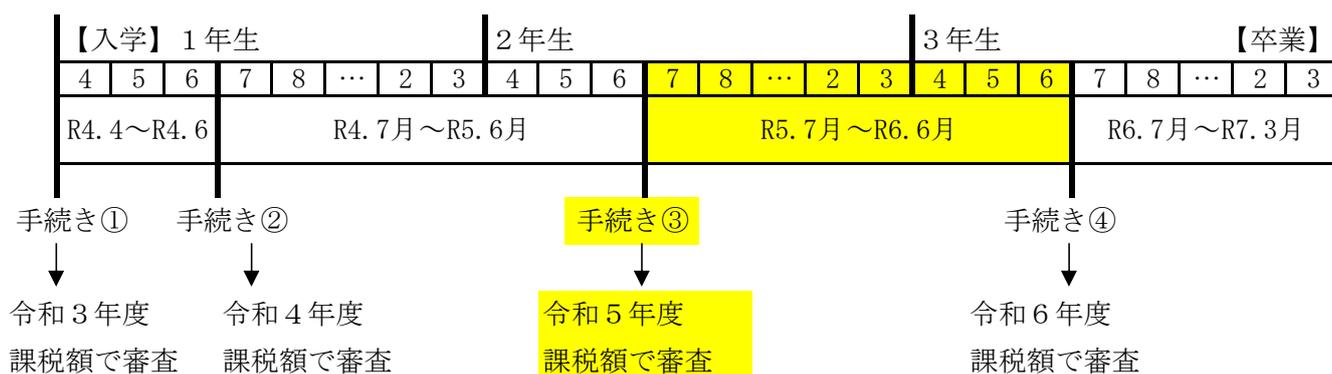
## 令和5年7月～令和6年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

令和5年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行いますので、下記のとおり手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 課税地 令和5年1月1日現在お住まいの市町村
- 所得基準 保護者（親権者）等の  
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

### 2. 必要な手続きについて

個々の状況に応じて手続き方法が変わりますので、別紙フローチャートをご確認下さい。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831

令和5年6月15日

2年生 保護者の皆様へ（支援金の認定を受けていない者）

沖縄県立沖縄工業高等学校長  
(公印省略)

## 令和5年7月～令和6年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、申請する必要がありますので、下記のとおり手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

### 記

#### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 所得基準 保護者（親権者）等の  
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

#### 2. 申請しない場合

<提出書類>

①確認書

※申請しない場合でも、意思確認のため確認書の提出をお願いします。

#### 3. 申請する場合

<提出書類>

①確認書

②様式第1号（その1）高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（1回目）

※③保護者全員分の個人番号カード（写）等貼付台紙

※④保護者全員分の令和5年度課税証明書（市町村民税の課税標準額・調整控除額が確認できるもの）

※③、④はいずれか一方でOKです。

<提出期限>

令和5年7月19日（水）

※付属の専用封筒に書類を入れて、事務室窓口に提出してください。

なお、家計急変（詳細は別紙参照）に該当する場合は、事務室まで様式を取りに来て下さい。

申請する場合は、認定結果が出るまでR5.7月分以降の授業料が徴収猶予されます。口座振替されている方は、振替停止する必要があるので、R5.6.27(火)までにご連絡ください。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831

令和5年6月26日

3年生 保護者の皆様へ（支援金認定者）

沖縄県立沖縄工業高等学校  
校長 喜屋武 勝  
(公印省略)

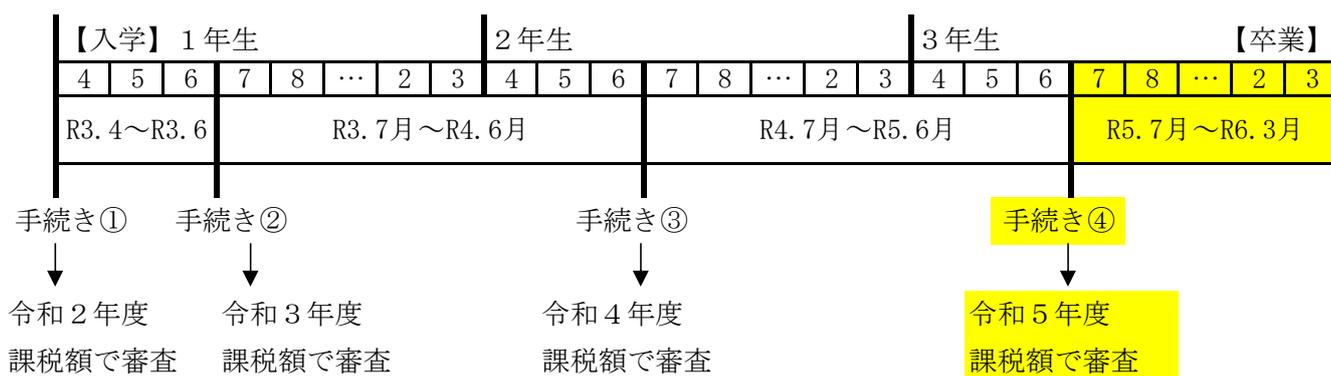
## 令和5年7月～令和6年3月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

令和5年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行いますので、下記のとおり手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記



### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 課税地 令和5年1月1日現在お住まいの市町村
- 所得基準 保護者（親権者）等の  
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

### 2. 必要な手続きについて

個々の状況に応じて手続き方法が変わりますので、別紙フローチャートをご確認下さい。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831

令和5年6月15日

3年生 保護者の皆様へ（支援金の認定を受けていない者）

沖縄県立沖縄工業高等学校長  
(公印省略)

## 令和5年7月～令和6年3月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、申請する必要がありますので、下記のとおり手続き下さい。

なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に変わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記

### 1. 審査対象となる課税額について

- 課税年度 令和5年度
- 課税対象期間 令和4年1月～令和4年12月
- 所得基準 保護者（親権者）等の  
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」  
の合計が304,200円未満であること。（目安：父母合計で年収約910万円）

### 2. 申請しない場合

<提出書類>

①確認書

※申請しない場合でも、意思確認のため確認書の提出をお願いします。

### 3. 申請する場合

<提出書類>

①確認書

②様式第1号（その1）高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（1回目）

※③保護者全員分の個人番号カード（写）等貼付台紙

※④保護者全員分の令和5年度課税証明書（市町村民税の課税標準額・調整控除額が確認できるもの）

※③、④はいずれか一方でOKです。

<提出期限>

令和5年7月19日（水）

※付属の専用封筒に書類を入れて、事務室窓口に提出してください。

なお、家計急変（詳細は別紙参照）に該当する場合は、事務室まで様式を取りに来て下さい。

申請する場合は、認定結果が出るまでR5.7月分以降の授業料が徴収猶予されます。口座振替されている方は、振替停止する必要があるので、R5.6.27(火)までにご連絡ください。

<問い合わせ先> 沖縄工業高等学校事務室 担当者 野原・比嘉 TEL：098-832-3831